

令和4年度事業計画

一般社団法人静岡県トラック協会

〔I〕基調

国内経済は、年初に始まった新型コロナウイルスの変異株の感染拡大によって経済が下振れする懸念がある中で、昨秋以降原油相場が3年ぶりに高値を更新するなど、燃料価格の上昇がコロナで落ち込んだ経営をさらに圧迫している。

こうした状況を乗り越えるためには、会員事業者が運賃・料金の適正な収受を図りながら働き方改革などへの対応が求められるものの、実現には荷主の理解と協力が必要不可欠であることから、協会としてもさまざまな形でその支援に取り組む。併せて、会員の経営状況等を把握したうえで、荷主団体や関係機関等に必要な要望を行うなど適時適確且つ多様な支援策を推進し、会員の事業継続に資することとする。

トラック運送業界は、我が国の国民生活や産業活動の重要なライフラインとしての役割を担っている。特に現下の新型コロナウイルス感染症下の社会ではエッセンシャルワーカーとしての重要な役割が世間一般にも認知される我が国経済の基盤を支える重要な産業として位置付けられる。

静岡県トラック協会は、いかなる状況下にあっても「安全・安心な貨物輸送を将来にわたって提供する」という公共的使命を果たすため、ウィズコロナ・アフターコロナにおける新しい生活様式の中で、事故防止対策、働き方改革や生産性向上への取組、環境問題、新技術を活用した物流DXの推進など、業界が抱える諸課題へ対応するため、令和4年度の重点施策を次のとおり定め各種事業を積極的に展開していくこととする。

なお、各種事業の遂行にあたっては、感染状況を踏まえつつ適宜適切な対応を図るものとする。

【重点施策】

- (1) 「標準的な運賃」の活用等による適正な運賃・料金収受の推進
- (2) 燃料高騰対策等の推進
- (3) 長時間労働の是正及び取引環境の改善等への適切な対応
- (4) 交通及び労災事故の防止対策の推進
- (5) 多様な施策による良質なドライバーの人材確保

〔Ⅱ〕事業計画の概要

1. 経営改善対策事業

トラック運送事業者が運転者の労働条件の改善等を図るとともに法令を遵守して持続的に事業を行っていくために一昨年告示された「標準的な運賃」の届け出を多くの会員事業者が行なったが、コロナ禍により荷主との運賃交渉が停滞しており、一部ではダンピングの動きも見受けられるなど、適正運賃収受の好材料が見当たらない状況にある。

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の再拡大が懸念されるなど、経済活動の見通しに不透明感が払拭されないことを踏まえて、会員事業者の経営基盤の安定と強化に資する事業を積極的に展開していくこととする。

- (1) 標準的な運賃の活用及び原価管理徹底による適正運賃・料金の収受
- (2) 荷主対策の深度化の推進
- (3) 荷主との連携による生産性向上に向けた取り組みの実施
- (4) 燃料高騰対策並びに燃料サーチャージ導入の促進
- (5) ウィズコロナ・アフターコロナへの対応
- (6) 情報通信技術（ICT）を活用した運行管理業務の高度化などによる生産性の向上

2. 労働対策事業

少子高齢化による労働力人口の減少に伴いドライバー不足が常態化している。当協会として、会員事業者における労働環境の改善・整備を通じた労働力確保への取り組み及び輸送の効率化や生産性の向上のための省人化・省力化に向けた取り組みを支援する。また、高校新卒者等のトラック業界への就職支援やドライバー養成のための運転免許取得の支援等労働力確保・定着に向けた取り組みを推進する。

- (1) 改善基準告示の見直しに向けた対応
- (2) 女性、高齢者及び若年層の採用等を含めた労働力確保及び育成・定着対策の推進
- (3) 過労死等防止対策及びメンタルヘルス対策の推進

3. 交通対策事業

全日本トラック協会「トラック事業における総合安全プラン2025」に掲げる令和7年までに「死者数＋重傷者数970人以下」「飲酒運転ゼロ」とする目標値達成のために、重大事故の多くを占める追突事故及び交差点における事故、健康起因事故等の防止対策の徹底を図る。また、荷役作業時における荷台からの墜落・転落等の労働災害の発生が突出しているため、引き続き陸上貨物労働災害防止協会静岡県支部

と連携し、関係法令の遵守並びに各種啓発活動を積極的に展開し、労働災害防止対策等に取り組む。

- (1) 事業用トラックによる交通事故実態の把握と要因分析及び防止対策の啓発
- (2) 飲酒運転根絶に向けた取組みの強化
- (3) 安全対策機器等の普及促進
- (4) 運輸安全マネジメントの普及拡大
- (5) 労働災害防止対策の推進

4. 環境対策事業

トラック運送業は道路を市民と共有しているという事業形態上、社会との共生を図っていくことが不可欠であり、地球環境の保全、環境の負荷の低減に向けた積極的な施策を推進することにより、社会的責務を果たす。エコドライブや環境配慮型先進トラックへの代替を促進するため、車両の導入、エコタイヤの導入、グリーン経営等の認証取得の促進など、地球温暖化防止対策を推進するため助成事業を継続実施する。また、道路清掃活動等社会環境の保全に取り組むものとする。

- (1) 環境・SDGs対策の推進
- (2) エコドライブの徹底に向けたEMS機器等の導入普及促進
- (3) 環境負荷を低減する先進的な事例等の調査・研究
- (4) アイドリングストップの励行等省エネ運転に係る周知啓蒙

5. 広報事業

運送利用者である一般企業・市民に対して、トラック運送事業の役割と重要性を周知するため、ホームページやYouTube等の各種デジタル媒体を積極的に活用し、多様化する情報ニーズに幅広く対応したPR活動を推進する。また、業界の抱えている労働力不足・長時間労働や低賃金など労働環境の改善に向けた課題、「標準的な運賃」「燃料サーチャージ」への理解、社会的地位の向上及び業界に対するイメージアップなど、トラック輸送について正しい理解と協力を求めるものとする。

- (1) 各種広報媒体を活用した対外的なPR対策の積極的な推進
- (2) 機関紙等による会員への情報提供
- (3) 物流DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に係る情報提供

6. 適正化事業

輸送の安全を阻害する行為の防止及び輸送秩序の確立並びに事故防止を図る観点から関係行政庁との連携を密にし、「正直者が馬鹿を見る」「悪貨が良貨を駆逐する」ことがないよう地方適正化事業実施機関として法に定められた巡回指導業務を適正かつ確実に実施する。併せて、関係法令改正等の周知及び巡回指導の結果に応

じたフォローアップを図るとともに、総合評価の低い事業者及び悪質性の高い違反行為には速報制度を活用するなど業界の適正化強化と資質向上に努める。

また、運輸安全マネジメントの積極的な推進、安全性評価制度による優良事業所認定（Gマーク）の取得促進と荷主等に対する認知度向上に努める。

- （１）巡回指導の充実強化による法令順守の徹底
- （２）安全性評価事業（Gマーク制度）の積極的な推進及び普及促進策の実施
- （３）適正化事業指導員に係る研修事業の充実及び更なる資質の向上

7. 研修事業

中小零細企業が大半を占める当業界では、ドライバーの確保や定着など人材不足や輸送需要の高度化・多様化への対応が新型コロナウイルス感染症の影響下においても、より重要な課題となっている。このため、物流管理や安全管理等の物流高度化に対応できる人材の確保と定着を目的として、従来の研修内容のさらなる充実を図り、経営者・管理者研修、法令に基づく新規雇用者に向けた研修、若年層・女性・高齢ドライバーを対象とした研修などを実施する。また、ウィズコロナ・アフターコロナを考慮しつつ、集合型・オンライン型を組み合わせながら実践的な研修の充実に努める。

8. 災害対策事業

南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模な自然災害時の緊急輸送に対応するため、国・県及び緊急物資輸送協定等を締結した市町等関係機関と連携を図り、災害発生時の要請に応えられるよう協会本部・支部の緊急輸送体制の整備を図る。併せて、大規模災害時におけるライフライン機能を維持するため、平時から災害時物流に関するノウハウの構築、防災関係機関と連携した輸送訓練の実施、災害時物流の円滑化に貢献する災害物流専門家の育成等に努める。

- （１）大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立
- （２）県・市町と締結した緊急物資輸送協定に基づいた輸送体制の確認
- （３）自治体の災害対策本部に参画する災害物流専門家の育成

9. 協会施設整備事業

会員事業者及び従業員の教育研修、利用者への輸送相談所、また、緊急物資輸送施設としての地域拠点化を図るため、サービスセンター等の関係施設を維持する。

以上のほか当業界の発展に寄与すべく所要の事業を推進する。